

まちひと検討会議	
資料1	R5.6.26

吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議 関連資料

・吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議委員名簿	1ページ
・吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議設置要領	2ページ
・吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議の運営について	4ページ
・吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議の傍聴に関する取扱い基準	5ページ

まちひと検討会議	
資料1-1	R5.6.26

吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議 委員名簿
(令和5年6月15日現在)

No.	選出区分	氏名	所属	任期
1	学識経験者	キタムラ フタル 北村 亘	大阪大学大学院法学研究科教授	令和5年6月15日～ 令和7年6月14日
2		イモト マスミ 井元 真澄	梅花女子大学心理こども学部教授	令和5年6月15日～ 令和7年6月14日
3		マツウラ トシオ 松浦 敏雄	大和大学理工学部教授	令和5年6月15日～ 令和7年6月14日
4	産業団体 関係者	シバタ ヒトシ 柴田 仁	吹田商工会議所会頭	令和5年6月15日～ 令和7年6月14日
5	金融機関 関係者	エダマツ タツヨシ 枝松 辰義	日本政策金融公庫 吹田支店長兼国民生活事業統轄	令和5年6月15日～ 令和7年6月14日
6	市民	カワサキ シンタロウ 川崎 心太郎	公募市民	令和5年6月15日～ 令和7年6月14日
7		ハラダ カナ 原田 佳奈	公募市民	令和5年6月15日～ 令和7年6月14日
8	その他市長が 必要と認める者 (報道機関 関係者)	ヤギ ヒロコ 八木 浩子	株式会社ジェイコムウエスト北大阪局 地域プロデューサー	令和5年6月15日～ 令和7年6月14日
9	その他市長が 必要と認める者 (労働団体 関係者)	トクハラ ヒデキ 徳原 秀樹	連合大阪吹摂地区協議会事務局長	令和5年6月15日～ 令和7年6月14日

まちひと検討会議	
資料1-2	R5.6.26

吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議設置要領

制 定 平成27年 3月31日

最近改正 令和 5年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）を策定・推進するにあたり、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 検討会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に関する事項
- (2) 吹田市人口ビジョンに関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会議は、委員9人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業団体関係者
- (3) 金融機関関係者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。委員が欠けた場合に選任する委員の任期は、前の委員の任期の残期間とする。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第4条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、検討会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第6条 検討会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、同会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報償)

第7条 委員への謝礼は、検討会議出席1回につき8,400円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会議の構成及び運営に関し必要な事項は、行政経営部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

まちひと検討会議	
資料1-3	R5.6.26

吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議の運営について

吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議(以下「検討会議」という。)の運営に関する事項のうち、「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議設置要領」に定めのない事項については、下記のとおり取扱うこととします。

記

1 検討会議の会議録等の公表について

審議会の会議録は、氏名を表示せず、内容は議事要旨とします。

また、出席委員全員の確認を得た上で、資料とともにホームページ等で公表します。

2 検討会議の傍聴について

検討会議の傍聴に関する事項を、「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議の傍聴に関する取扱い基準」のとおり定めています。

まちひと検討会議	
資料1-4	R5.6.26

吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議の傍聴に関する取扱い基準

制 定 令和 5年 6月 1日

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議（以下「検討会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 検討会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、検討会議の開始時刻の15分前から開始時刻まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、5名とする。

2 傍聴希望者が前項に規定する員数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 検討会議の進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、行政経営部長の許可を得たときは、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、検討会議の運営上、傍聴に関し必要な事項が生じたときは、行政経営部長が定める。

附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。